

2017年3月13日

1555号 (週刊)

# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

## 積極的な拡大で3月末現勢の回復を！

# 会員・読者など5つの拡大にご協力をお願いします！

愛商連では、組織拡大を目指し、3月末まで毎週の拡大数に応じた金・銀・銅のメダルを各民商に授与する運動に取り組んでいます。

春日井民商は、毎週5つの拡大(会員・読者・共済・婦人・青年)で金メダルとなります。2月第3週(2月13～17日)に初めての金メダルを獲得して以降、4週連続で金メダルを獲得しています。この勢いを維持し、3月末まで毎週金メダルを獲得できるようにがんばりましょう。

会員・読者の皆さん、知り合いや親戚等で税金・申告等で困っている方がいたらぜひ民商を紹介してください！  
また、対象の方で婦人部や共済会、青年部に未加入の方もぜひ加入をお願いします。



## 反動判決弾劾！ 倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判で懲役2年の不当判決

### 民商・全商連運動を敵視した不当な判決ゆるすな

倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判で、岡山地裁は3月3日、禰屋さんに「税理士法違反」「法人税法違反」で懲役2年、未決拘留200日算入、執行猶予4年の不当判決を言い渡しました。

判決は、弁護側の主張を一顧だにしない不当なもので、「自主申告の権利自体は尊重すべき」とした小原・須増裁判の高裁判決と比べても後退。閉廷時には裁判長が大量の警察官を入延させるという前代未聞の異常な対応でした。

これは、倉敷民商のみならず民商・全商連運動そのものを敵視した対応であり、断じて許すことはできません。  
**無罪判決のため署名などこれまで以上に支援を！**

このような反動的な判決を許せば、日本国憲法で保障された「自主記帳、自主計算、自主申告」の基盤をも揺るがしかねません。  
春日井民商としても、署名などの取り組みをこれまで以上に強め、高裁で無罪判決を勝ち取るように支援を強めていきます。

## 3・13重税反対統一行動のご案内

3月13日(月)春日井市役所に朝8時50分に集合してください。



集合場所は「ここ」です！

3月13日(月)は、重税反対統一行動参加のため事務所は留守です。ご注意ください！  
～所得税は3月15日(水)、消費税は3月31日(金)が申告納付期限です～

## 第2回理事会を開催しました

3月3日(金)、第2回理事会をレディヤンにて開催しました。開催に先だち、春日井法律事務所の吉田光利弁護士による「共謀罪」学習会を開催しました(写真)。参加者からは、「今までよく知らなかったけれど、恐ろしさが良く分かった」などの感想が出されました。



定期総会は6月2日(金)18時半～  
理事会では、今年の定期総会について、6月2日(金)夜に、民商共済会総会とあわせて開催することが確認されました。(場所はグリーンパレスを予定、決まり次第掲載します。)

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀